

# 会 則

- (名 称)第一条 本会は、吟鱸会と称する。
- 第二条 本会は、らんちゅうの愛好家をもって組織する。
- (目 的)第三条 本会は、らんちゅうの飼育研究・鑑識の養成・品評鑑賞と共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (事 業)第四条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の行事を行う。
- 1．春季品評大会及び研究会
  - 2．当歳魚品評大会及び研究会
  - 3．秋季品評大会
  - 4．その他本会の目的達成に必要な事業を行う。
- (入 会)第五条 会員になろうとする者は、会員の紹介によって、入会を申し込むこととする。
- (会 費)第六条 本会の会員は、正会員と準会員（学生）の二種とする。  
(尚会費は前納制とし、総会時に納める。)
- [ 年会費 ] 会員 ￥4,000 - 準会員 ￥2,000 -  
一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- (役 員) 第七条 1.本会に、以下の役員を置く。
- |         |     |        |     |
|---------|-----|--------|-----|
| 会 長     | 1 名 | 副 会 長  | 若干名 |
| 理 事     | 若干名 | 相談役・顧問 | 若干名 |
| 審 査 委 員 | 若干名 | 監 査    | 2 名 |
| 事 務 局   | 若干名 |        |     |
- 2.本会に会長、副会長、事務局からなる執行部を置く。
- 第八条 会長・各役員を選出は執行部で行い、役員会で承認を得る。
- (任 期) 第九条 役員任期は三年とし、欠員補充による役員任期は、前任者の期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 第十条 会長は、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に支障が生じた場合、是を代行する。
- (事務所) 第十一条 本会は、事務所を事務局に置く。
- (会 議) 第十二条 本会は、総会と役員会および執行部会を開く。
- (運 営) 第十三条 本会の運営は、執行部会の議決と役員会の承認による。
- (役員会) 第十四条 執行部会および役員会は、各品評大会時に開催する。また、会長及び過半数の役員要請により、臨時役員会を開催することができる。
- (議 決) 第十五条 執行部会の議決は、部員の2/3の賛成を以て決議とする。役員会は執行部会の議決に対し、過半数の賛成を以て承認とする。やむを得ない理由で役員会を欠席した者は、委任なき場合、決議事項を承認したものとする。
- (総 会) 第十六条 総会は、春季品評大会時に開催する。
- 第十七条 総会は役員会の承認事項を、会員に報告する。
- (組 織) 第十八条 本会に、品評会運営部を置く。
- (退 会) 第十九条 会員にして会則に背き、又は会の体面を傷付ける行為ある者は、執行部会の議決によって除名することができる。
- 第二十条 会員にして会費未納一か年に渡るときは、事情の如何に関わらず退会者と見なすが、翌年度の通信事務は継続する。役員において会費未納一か年に渡るとき

は、退役とする。

- (経費) 第二十一条 本会の経費は、会費・出陳料及びその他とする。
- (会計) 第二十二条 本会の会計年度は、一月一日に始まり、十二月一日に終わる。
- 第二十三条 本会の収支は、総会において報告し、承認を得る。
- (その他) 第二十四条 本会の会則に規定なき事項は、執行部会の議決によって実施する。

附則 (1) 本則は、平成 8 年 4 月 7 日から施工する。

(2) 第二十条改正 (平成 9 年 4 月 6 日)

(3) 第九条改正 (平成 10 年 4 月 5 日)

(4) 第二十二条改正 (平成 12 年 4 月 2 日)

(5) 第十四条・二十一条改正 (平成 13 年 4 月 4 日)

(6) 第七条 2 項追加 第八条・第十二条・第十三条・第十四条・第十五条・第十九条・  
第二十四条改正 (平成 16 年 4 月 4 日)